

# 委 託 仕 様 書

## 1 事業名

連携強化事業 福島イノベーション・コースト構想 パンフレット等制作

## 2 事業期間

委託契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 3 事業の目的・概要

福島イノベーション・コースト構想（以下「構想」という。）の更なる推進を目的として、県民をはじめ、学生及び研究機関等に対し、構想への理解を深化させる冊子の制作、併せて構想の取組を加速させていくにあたって重要な要素である「地元企業の参画」を促進させるため、構想への参入事例や支援制度等を県内の企業などに分かり易く発信する冊子を制作し、構想の着実な推進と県内全域への効果波及、構想に係る総合的な情報発信を行うことを目的とする。

## 4 委託業務の内容

福島イノベーション・コースト構想周知のためのパンフレット等を制作。

### (1) 制作方法

受託者は福島イノベーション・コースト構想推進機構（以下「機構」という。）が提示する基本的な構成案を基に、デザイン、レイアウト、イラスト、図表、フォント等を工夫し、取材、写真撮影、情報・素材収集、原稿作成、編集、電子データの作成、校正、製版、印刷、製本、納品、発送等の一切を行うこと。

### (2) デザインおよびパンフレット名称

事業の目的や構想実現に向けた取組・成果等、構想をよりわかりやすく説明するため、表紙や記事部分も含め、文字の羅列を避け、新たなレイアウトデザインにより、写真・イラスト・図表・フォント等を工夫して用い、わかりやすく見やすい構成にすること。構成内容については、機構と協議の上決定する。

ア 制作物（福島イノベーション・コースト構想拠点マップを除く）のタイトルを3案以上提案する。

イ 色覚バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮する。

ウ デザインは複数案提案し、協議による変更等については速やかに対応する。

エ 掲載する内容（取材先・インタビュー先等を含む。）の選定については、別途機構から提示するものとするが、受託者も適宜提案する。

オ 機構は必要に応じ、受託者が収集困難な情報、資料を提供するとともに、本事業に関する指示を行う。

カ 受託者は必要に応じ、現地取材や撮影を行う（首都圏での取材を3回程度・浜通り地域等15市町村（※）での取材を5回程度）。

キ 校正に当たっては、取材関係者の確認を受ける事。取材関係者への校正手配は基本的に受託者が行う。

ク パンフレット等完成後は、契約後に機構が指定する関係各所へ契約期間内に梱包・発送する（まとめて上限280箇所）。

(※) 浜通り地域等 15 市町村

いわき市・相馬市・田村市・南相馬市・川俣町・広野町・楡葉町・富岡町・川内村・大熊町・  
双葉町・浪江町・葛尾村・新地町・飯館村

(3) 制作物および規格、納期

ア 構想リーフレット (仮称)

(ア) 掲載内容: 別紙 (1) 構想リーフレット構成案のとおり

構想について、小学校低学年児童から高年齢層にもわかりやすいデザインにすること。表紙デザインは、将来像をイメージしたイラストを含むものとし、当該イラストは、他の広報物にも活用可能なものとする。

(イ) 用紙規格: A3 判両端折り (仕上がり A4)

(ウ) 配色: フルカラー印刷

(エ) 紙質: マットコート紙 110 kg 程度 (想定)

(オ) ページ数: 4 ページ (表紙・裏表紙含む)

(カ) 制作部数: 20,000 部

(キ) 納期: 令和 7 年 3 月 31 日 (月)

ただし、機構が指定する期日までに先行 1,000 部 (11 月下旬を想定) を納品すること。

イ 構想パンフレット (構想とその取組について) (仮称)

(ア) 掲載内容: 別紙 (2) 構想パンフレット構成案のとおり。

構想と取組について、あらゆるターゲットに訴求できるようなデザインにすること。

(イ) 用紙規格: A4 判

(ウ) 配色: フルカラー印刷

(エ) 紙質: マットコート紙 70 kg 程度 (想定)

(オ) ページ数: 最大 20 ページ (表紙・裏表紙含む)

(カ) 製本方法: 中綴じ

(キ) 制作部数: 10,000 部

(ク) 納期: 令和 7 年 3 月 31 日 (月)

ウ 構想参画事例パンフレット (仮称)

(ア) 掲載内容: 別紙 (3) 構想参画事例パンフレット構成案のとおり

構想とその取組を理解し、地域企業参画を促進できるような内容とすること。

(イ) 用紙規格: A4 判

(ウ) 配色: フルカラー印刷

(エ) 紙質: マットコート紙 70 kg 程度 (想定)

(オ) ページ数: 最大 48 ページ (表紙・裏表紙含む)

(カ) 製本方法: 中綴じ

(キ) 制作部数: 5,000 部

(ク) 納期: 令和 7 年 3 月 31 日 (月)

エ 福島イノベーション・コースト構想拠点マップ

(ア) 掲載内容

- ・ 表 面：浜通り地域等15市町村（※）の地図に、構想に関する拠点やコンテンツをピックアップしたマップを制作する。施設名は日本語と英語の両方を表記する（英語名は各施設に確認するため翻訳作業は不要）。  
（※）浜通り等15市町村：いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村
- ・ 裏 面：表面に掲載した拠点の概要を掲載する。
  - (イ) 用紙規格：A2判ジャバラ折（三ツ山）+二つ折
  - (ウ) 配 色：フルカラー印刷
  - (エ) 紙 質：マットコート紙 70kg程度（想定）
  - (オ) ページ数：1枚（両面）
  - (カ) 制作部数：18,000部
  - (キ) 納 期：令和7年3月31日（月）

## 5 再委託

### (1) 一括再委託の禁止

契約を履行するに当たり、委託事項の全部を一括して第三者に委託してはならない。

### (2) 部分的再委託の承認

本事業を部分的に再委託する場合は、あらかじめ機構に再委託内容の分かる書面を提出し、承認を受けなければならない。

## 6 権利の帰属

(1) 本事業を遂行するに際し、作成した情報・コンテンツに対する成果は機構に帰属する。本件成果物及び本件業務遂行に伴い生じた知的財産（以下「本件成果物等」という。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、委託者の受託者に対する委託料の支払いが完了した時点で、受託者または第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、委託者に帰属する。なお、かかる受託者から委託者への著作権移転の対価は、委託料に含まれるものとする。

(2) 委託者及び受託者は、本契約に従った本件成果物等の利用について、他の当事者及び正当に権利を取得または承継した第三者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

## 7 提出物及び提出先

受託者は、委託契約書に定めるものを含め、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

### (1) 契約締結後に速やかに提出するもの（紙媒体1部）

- ア 着手届
- イ 統括責任者及び担当者通知書
- ウ 実施工程表
- エ その他、機構が必要と認めるもの

### (2) 事業完了後に速やかに提出、または納品するもの

- ア 紙媒体1部及び電子媒体1部（データ形式は別途指示）
- イ 事業完了届
- ウ 収支決算書
- エ 実績報告書
- オ エに添付する書類

- カ パンフレット等、上記4（3）で示した制作物
- キ 入稿データ（PDF、AI、JPEG、PNG形式等機構が指定するデータ形式）
- ク 収集したデータ等
- ケ 使用した素材（画像、図など）のデータ
- コ その他、機構が必要と認めるもの

## 8 提出先

公益財団法人 福島イノベーション・コースト構想推進機構 交流促進部  
所在地：〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階  
電話番号：024-581-6893

## 9 その他

- (1) 本事業に関わる主任担当者については、本事業の趣旨・内容を十分に理解し、かつ業務遂行に必要な知識・能力・経験を有する要員を配置すること。
- (2) 受託者は、事業実施にあたり工程管理を適切に行うこと。
- (3) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、機構に帰属するものとし、その利用及び再編集は機構において自由に行うことができるものとする。
- (4) 画像等の著作権等について、必要に応じて受託者が料金を支払う等一切の処理を済ませた上で納品すること。納品後に著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとし、機構はその責任を負わない。
- (5) 受託者は、委託契約書及び仕様書に基づき、事業の詳細について機構と協議の上決定する。
- (6) 受託者は、機構と定期的に打ち合わせを行い、進捗状況を綿密に報告する。
- (7) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じた時は、双方協議のうえ定めること。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。